

超人気FP!

— ABC ネットニュース —

**深野康彦の 先取り経済NEWS!!**

編集・発行 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター 2015年8月7日

## 今月のトピックス 「後出しジャンケンで国は常に勝つ」

**税** 理士事務所のコラムに、職員でもない第三者が相続税に関する記事を書いてしまい、坂部先生に怒られてしまうかもしれませんがご容赦願うといたしましょう。相変わらず相続税の節税対策が花盛りのようです。新聞紙面では連日のように相続対策のセミナー告知等が行われ、また金融機関でもセミナーが度々行われているからです。さながら相続バブルの様相を呈していますが、税金に関しては、後出しジャンケンができる国が圧倒的に有利だということを常に認識しておかなければなりません。一昔前の漫才に例えたわけではありませんが「青信号みんなで渡れば赤になる」ということがあります。それは、相続はタイミング（発生）を意図的にコントロールすることができないからです。

相続税の節税対策が花盛りになった背景は、言わずと知れた相続税の基礎控除の減額です。2014年末までの基礎控除額は「5000万円+1000万円×相続人の数」だったものが、2015年1月からは「3000万円+600万円×相続人の数」と4割も減額されました。4割もの基礎控除の減額により相続税を納める（かかる）人は倍増するとも予測されています。また、株価は2年半で2倍以上も上昇し（指数ベース）不動産価格も上昇していることから、これまで相続税と無縁だった人が駆け込みの対策を行っているのです。しかし、相続税の節税は税金からのアプローチは危険であると言われていました。

例えば、タワーマンションの評価です。タワーマンションは高層階に行くほど眺望がよく価格が高くなりますが、同じ専有面積あれば所有している土地の広さは低層階も高層階も変わりません。言い換えれば、高層階ほど相続時の評価を低層階よりも低くすることができるのです。このからくりを目を付け、相続税の節税対策としてタワーマンションの高層階が売れに売れているらしいのですが、本当に大丈夫でしょうか。国は税逃れや相続時の評価など税金（納税額やその評価額）に著しい差があると判断した時には、必ず税制を改正して節税封じを行ってきた経緯があるからです。

また、生命保険の権利の評価です。簡単に説明すると、生命保険の評価額と実際の解約返戻金との間にはへだたりがあるため、実質上その差額に対しては非課税と同様の効果が生じ、可処分所得が増えることから納税資金対策として利用されてきました。しかし、差額が多額になるケースが頻発したことから、改正により解約返戻金の額を評価額にすることにしました。これらは1つの例ではありますが、国は節税封じを法改正によりできるのです。先のタワーマンションのケースでは、高層階と低層階の評価額に著しい差があることを考えると、将来的に評価方法が見直される（節税封じ）可能性があるかもしれません。仮に見直されたとしても、その改正法案が施行される前に亡くなれば問題はありませんが、残念ながら亡くなる時期は私たちがコントロールすることはできません。節税対策は、税制改正の流れや状況変化に耐えることはできないのです。つまり国は、税金に関してはいつでも後出しジャンケンができ勝つことができるということなのです。